

耕作放棄地の解消にご協力ください

～耕作放棄地を所有している皆さんへ～

農地は、農業において最も基礎的な資源であり、食料の安定供給を行う上で重要な基盤です。日本は食料自給率が低く、農地を有効に活用する必要があります。

そこで、市では耕作放棄地対策協議会を設立し、現在問題となっている耕作放棄地の解消に向けて取り組んでいます。

農家の皆さんのご協力をお願いします。

**耕作放棄地対策
モデル地区（実証ほ場）を
紹介します**

耕作放棄地対策協議会では、市内の2カ所で国の交付金を受け、実証ほ場を設置しています。

【猪田地区】

◆面積 1,685㎡

◆取り組み内容

- ① 再生作業
- ② 進入路・作業道の整備



◆取り組み主体

諸木元気な地域づくり推進協議会

【猪田地区】

◆面積 1,587㎡

◆取り組み内容

- ① 再生作業
- ② 排水路の整備
- ③ キュウリ・ナスの栽培
- ④ ポカシ肥料と一般化学肥料の生育・収穫量の比較

◆取り組み主体
農業者（新規就農者）

※詳しくはお問い合わせください。



猪田地区（再生作業後）



猪田地区（再生作業前）



諸木地区（再生作業後）



諸木地区（再生作業前）

**耕作放棄地の
解消のために**
国の交付金をご利用ください。

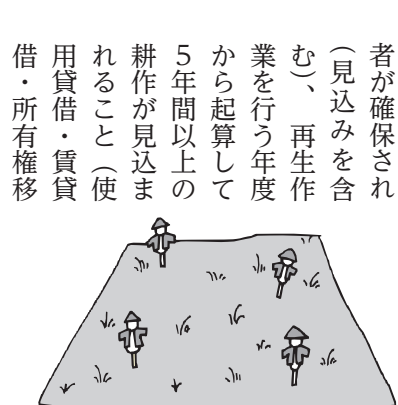
**耕作放棄地再生
利用対策交付金**

① 対象事業

- 再生利用活動
- ① 再生作業（障害物除去、深耕、整地など、肥料や有機質資材の投入などの土づくり）を一括で支援
- 定額支援：5万円/10a
- 重機を用いる場合など：経費の2分の1など
- 土づくり（2年目は必要な場合のみ）：2.5万円/10a
- 営農定着：2.5万円/10a（戦略作物などの栽培以外）
- * 戦略作物：麦・大豆・飼料作物・そば・食用油用なたね

- ② 経営展開（経営相談、加工品試作、試験販売など）：定額
- 施設等補完整備
- 用排水施設、農業用機械・施設などの整備：経費の2分の1など
- 小規模基盤整備：2.5万円/10a

○ 土地所有者に代わり耕作する



者が確保され（見込みを含む）、再生作業を行う年度から起算して5年間以上の耕作が見込まれること（使用貸借・賃貸借・所有権移転・農作業受委託など）

○ 農用地区域内の農地であること
○ 市民農園、教育ファームの整備は、農用地区域外も支援対象
○ 戦略作物などを栽培する場合は、農用地区域外（市街化区域は除く）の農地も支援対象
○ そのほかにも要件がありますので、詳しくはお問い合わせください。

③ 申請手続きなど
これらの国の交付金を利用する場合は、11月11日（金）までにご相談ください。

【問い合わせ】

農林振興課 ☎ 43・2301 FAX 43・2313

伊賀市耕作放棄地再生事業補助金も利用できますので、詳しくはお問い合わせください。

健康づくり講演会

現在の日本はストレス社会といわれ、うつ病や自殺者の増加が社会問題となっています。

大切な命や笑顔を守るために、今わたしたちができることを一緒に考えましょう。

【とき】 10月29日(出) 午後2時～3時30分

【ところ】 ヒルホテル サンピア伊賀 4階白鳳の間

【テーマ】 「必聴！これでこころがラクになる」
～みんなで取り組もう こころの健康～

【講師】

公益社団法人地域医療振興協会 ヘルスプロモーション研究センター長 岩室 紳也さん

※来場者には粗品を進呈します。また講演会終了後に癒やしグッズがもれなく当たる抽選会があります。

【問い合わせ】 健康推進課 ☎22-9653 FAX26-0151

子宮頸がん予防ワクチンの 接種費用助成対象ワクチンが 追加されました

子宮頸がんの予防ワクチンは、これまで1種類のワクチン(サーバリックス)のみが供給されていましたが、7月1日付けで薬事承認を受けた新たなワクチン(ガーデンシル)も9月15日から接種費用の助成対象になりました。接種を希望する人は医療機関にお問い合わせの上、予約して接種してください。

ワクチンの効果や接種間隔など詳しくは医療機関にお問い合わせください。

※いずれも**同じワクチンを3回続けて接種することで効果があります。**すでに1度でも接種した人は、引き続き同じワクチンを接種してください。

【問い合わせ】 健康推進課 ☎22-9653 FAX26-0151

- ◆ **自己負担金**
1,000円(各医療機関窓口でお支払ください。)
- ※生活保護世帯の人は無料
- ◆ **接種方法**
○ 予防接種を希望する医療機関に予約してください。予約票は市内各医療機関にあります。
- ※市外で接種を希望する人は、健康推進課、各支所住民福祉課(保

- ◆ **対象接種期間**
10月15日(出)～平成24年1月31日(火)
- ◆ **実施場所**
市内各医療機関
- ◆ **対象者**
① 市内に住民票(外国人登録を含む)があり、接種日現在65歳以上の
人
- ② 接種日現在60歳以上65歳未満で、
心臓・腎臓・呼吸器の機能不全
またはヒト免疫不全ウイルスに
よる免疫の機能に障がいがある
として厚生労働省令で定める人
- ※それぞれの疾患で身体障害者手
帳1級程度の人が該当します。

高齢者インフルエンザ 予防接種費用の助成について

- ◆ **対象接種期間**
10月15日(出)～平成24年1月31日(火)
- ◆ **対象者**
市内に住民票(外国人登録を含む)があり、インフルエンザ予防接種を受けた未就学児(平成17年4月2日以降に生まれた人)
- ◆ **助成の金額**
インフルエンザ予防接種費用の2分の1以内
- ※限度額3,000円で、100円未満は切り捨て
- ◆ **申請方法**
インフルエンザ予防接種を受けた医療機関で、インフルエンザ予防接種を受けたとわかる領収書(受け

乳幼児インフルエンザ 予防接種費用の助成について

- 健センター)までご連絡ください。
- 予防接種を受けるときは、健康保険証と健康手帳をご持参ください。健康手帳をお持ちでない場合は予防接種済票をお渡しします。

インフルエンザの 予防接種を 受けましょう



インフルエンザの予防には予防接種が効果的です。特に乳幼児や65歳以上の高齢者、慢性の持病がある人は、感染すると重症化しやすいので、流行する前に予防接種を受けましょう。

- た人の名前・接種日・接種金額が記載され、領収印があるもの)をもらい、申請してください。
 - インフルエンザ予防接種費用助成申請書は市内の各医療機関・健康推進課・各支所住民福祉課(保健センター)に設置しています。市ホームページからもダウンロードできます。
 - ◆ **申請締切日**
平成24年2月29日(火)必着
 - ◆ **注意事項**
申請書提出時には印鑑(朱肉印)をお持ちください。
- 【申請先・問い合わせ】
健康推進課
☎22・9653 FAX26・0151
いがまち保健福祉センター
☎45・1015 FAX45・1055
島ヶ原支所住民福祉課
☎59・2163 FAX59・3196
阿山支所住民福祉課
☎43・0332 FAX43・1679
大山田支所住民福祉課
☎47・1151 FAX46・1764
青山保健センター
☎52・2280 FAX52・2281